

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられることができる場合（ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます）
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上的の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

■支給内容（支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 45,500 円	月額 10,740 ～ 45,490 円
2人目	10,750 円を加算	5,380 ～ 10,740 円を加算
3人目以降（一人につき）	6,450 円を加算	3,230 ～ 6,440 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと11月分以降の手当を受けることができません。忘れず、早めに提出ください。

各届出は期間内に忘れずに提出してね



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月9日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出してください。

■支給内容（4月、8月、11月の3期に分けて支給します）

障害等級	1級	2級
手当月額	55,350 円	36,860 円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

令和 6 年度白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金について

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

物価高騰による負担増を踏まえ、令和 6 年度に新たに住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税となった世帯に対し「白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金」を支給します。

- **給付金の支給額**：1 世帯あたり 10 万円
- **支給の対象となる世帯**：令和 6 年 6 月 3 日において白鷹町に住民登録（住民票）があり、世帯全員が令和 6 年度住民税非課税者および住民税均等割のみ課税者である世帯
- **確認書・申請書の受付期間**：10 月 31 日（木）まで（必着）
- **給付金の支給時期**：町が確認書（または申請書）を受理した日から 3 週間後が目安です。
※ 8 月（予定）より順次振り込みます。

＜以下の世帯は対象外です＞

- ▶ 次の①または②の支給対象世帯（未申請の世帯や受給を辞退された世帯も含みます）
 - ① 令和 5 年度白鷹町電力等価格高騰重点支援給付金（7 万円）
 - ② 白鷹町住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金（10 万円）
- ▶ 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養（税法上の扶養控除を指します）を受けている世帯
- ▶ 他市町村で令和 5 年度以降に同様の給付金等の支給を受けた世帯

- **手続き方法**：世帯の状況により、手続き方法が異なりますが、該当するとと思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	手続き方法
「確認書」が届く世帯	該当すると思われる世帯の世帯主あてに、7 月中旬（予定）より「確認書」をお送りします。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
「申請書」の提出が必要な世帯	下記の世帯のうち、該当すると思われる世帯の世帯主あてにご案内をお送りします。要件に該当する場合は必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。 ▶ 令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方や住民税の課税状況が不明な方がいる世帯等

白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金（こども加算）について

令和 6 年度白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金の対象世帯のうち、18 歳以下の児童を扶養している世帯に対し、こども加算として児童 1 人当たり 5 万円を加算して給付します。

- **給付金の支給額**：対象児童 1 人あたり 5 万円
- **支給の対象となる児童**：▼ 令和 6 年 6 月 3 日時点で、同一世帯にいる 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降の児童）
▼ 令和 6 年 6 月 4 日から申請期限までに出生した児童
▼ 別世帯であるが生計を同一にしている（扶養している）児童（単身で寮に入っている児童等）
- **手続き方法**：世帯の状況により手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には案内を順次お送りします。

世帯の区分	手続き方法
「支給のお知らせ」が届く世帯	対 象) 令和 6 年度白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金を受給した世帯で、18 歳以下の児童を扶養している世帯 手続き) 「支給のお知らせ」の内容に変更がない場合は、順次振り込みます。内容に変更がある場合は、同封している変更等の書類をご提出ください。
「申請書」の提出が必要な世帯	対 象) 令和 6 年 6 月 4 日以降に出生した児童および別世帯の児童を扶養している世帯 手続き) 該当すると思われる世帯の世帯主あてに、案内をお送りします。要件に該当する場合は必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

- **確認書・申請書の提出期限**：10 月 31 日（木）まで（必着）

● その他

- ▶ DV を理由に避難している方で、給付金を受け取ることができる場合がありますのでお問い合わせください。
- ▶ 確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をして給付金を受給した場合は詐欺罪に問われることがあります。
- ▶ この給付金は、差押禁止等および非課税の対象となります。

【注意！！】給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！